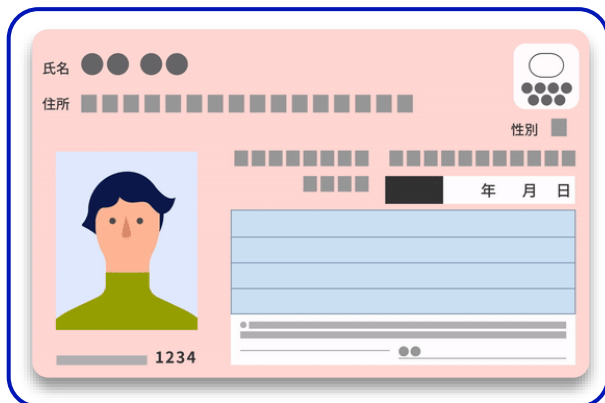


デジタル認証サービス／マイナアプリのご紹介

令和8年8月25日

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードとは

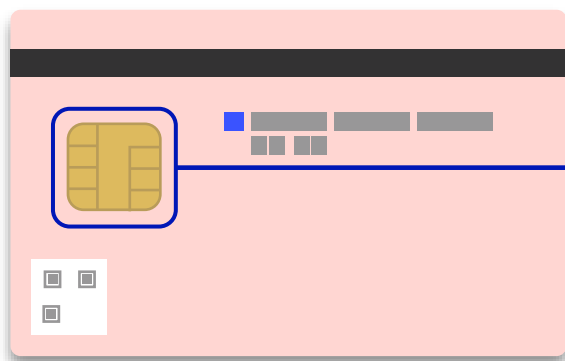


1. マイナンバー（12桁の番号）

法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用します。

2. 対面での本人確認

カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。



3. デジタルでの本人確認

ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明します。

本人確認のためには、マイナンバーは必要ありません。

マイナンバーカードの保有枚数

マイナンバーカードの保有枚数

2026年6月

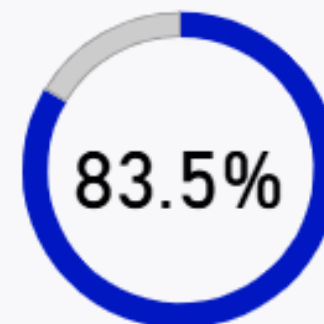
103,856,694

前月との差

+413,500

保有率

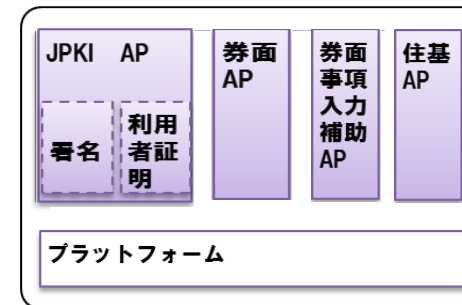
保有率 = 最新時点での保有枚数 / 人口



保有枚数



マイナンバーカードのAP構成



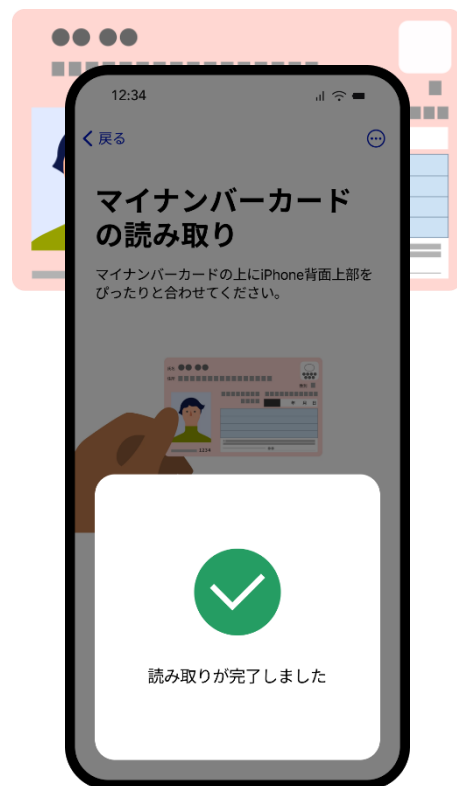
AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報:4情報+顔写真の画像 裏面情報:マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティ コード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注)マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

デジタル認証サービス／マイナアプリの概要

デジタル認証サービスとは

「デジタル認証サービス」は、マイナンバーカードによる本人確認等の機能を、行政機関や民間事業者のサービスに、低コストかつスピーディに実装できるAPIサービスです。

サービスの顧客や住民は「マイナアプリ」により、デジタル認証サービスを利用することができます。



利用申込数（2026年6月）

累計数

712

前月比（累計）
+32.8%

利用申込数の推移



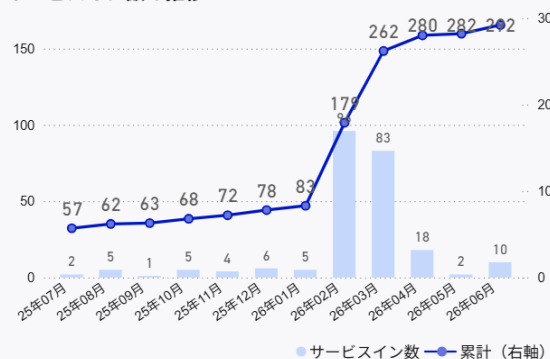
サービスイン数（2026年6月）

累計数

292

前月比（累計）
+3.5%

サービスイン数の推移



認証件数（2026年6月）

累計数

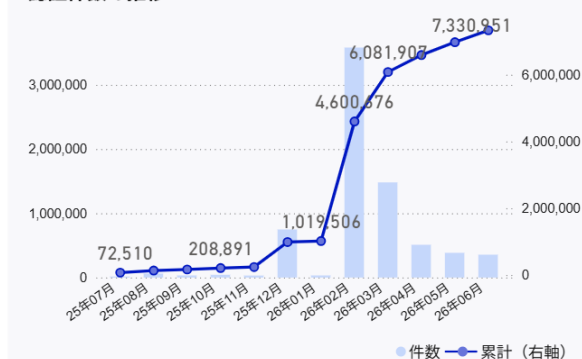
7,330,951

認証API

署名API

前月比（累計）
+5.1%

認証件数の推移



26年06月 時点の数字

[デジタル認証アプリの利活用状況に関するダッシュボード](#) | [デジタル認証アプリ](#) | [デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション](#)

マイナアプリとは

2026年8月25日から、多くの国民のみなさまにご利用いただいている「マイナポータルアプリ」（iOS/Android、累計約8,000万ダウンロード）に、官民の幅広いサービスに導入されている「デジタル認証アプリ」の仕組みを統合しました。

「マイナアプリ」は、各アプリストア上で配信されています。



マイナポータルアプリ

「マイナポータル」の利用（ログインや署名、外部サイトとの連携など）および「Androidスマホ用電子証明書」「iPhoneのマイナンバーカード」の設定・利用のためのアプリ



デジタル認証アプリ

官民のサービスに対して、マイナンバーカードを使った認証・署名を行うためのアプリ



デジタル認証サービス／マイナアプリの関係性

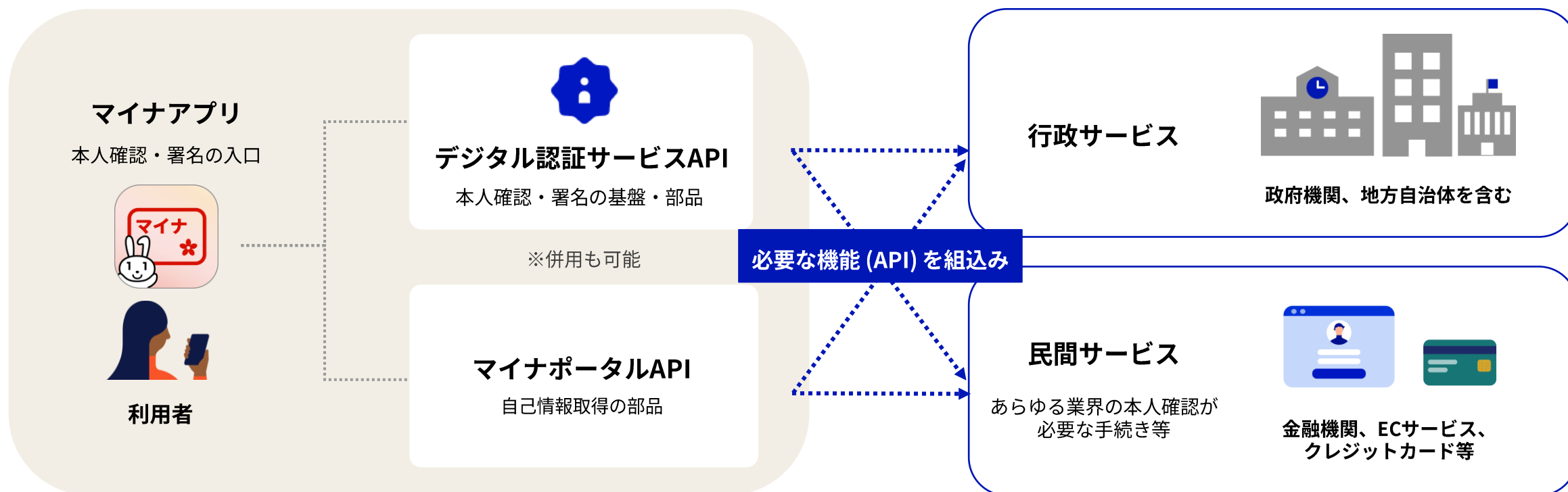
デジタル認証サービス（API）は本人確認・署名の基盤として、マイナアプリ（スマホアプリ）はその入口として機能します。

本人確認が必要な各サービスの手続きにAPIを組み込むことで、利用者はデジタル認証サービス／マイナアプリの利用が可能となります。

デジタル認証サービス／マイナアプリいずれも無償で利用することができます。

官民各種サービス利用にあたって本人確認が必要な場面で活用

安全・スピーディーに各種サービスの利用へ



デジタル認証サービス／マイナアプリの活用メリット

マイナンバーカードの保有率は83%（2026年8月時点）を越え、利用シーンも近年さらに広がっています。デジタル庁が提供する「デジタル認証サービス」は、マイナンバーカードでの本人確認等の機能を、行政機関や民間事業者のサービスに、低コストかつスピーディに実装できるAPIサービスです。サービスの顧客や住民は「マイナアプリ」を利用して、便利・安全に本人確認ができます。

国民・行政機関・民間事業者が共通で活用することができる、本人確認のデジタルインフラサービスです。

本人確認のデジタルインフラを活用

スピーディー・正確・安全な認証／署名

開発・保守・運用等のコストを削減



官民サービス提供者のメリット

- ・ 国民のUX向上によりサービスの申込や利用増加を期待できます。
- ・ すでに多くのサービスに組み込まれている機能を活用できます。
- ・ すでにデジタル認証サービスを活用されているサービスでも、アプリやシステムの改修なく「Androidスマホ用電子証明書」「iPhoneのマイナンバーカード」に対応できます。



国民のメリット

- ・ さまざまなサービスや手続きをアプリひとつで。複数の本人確認用アプリのダウンロードや切替えが不要です。
- ・ 実物のマイナンバーカードに加えて、「Androidスマホ用電子証明書」「iPhoneのマイナンバーカード」での認証・署名が可能です。

※デジタル認証サービスは、行政機関・民間事業者ともに無償で利用できます。

デジタル認証サービス／マイナアプリの 利活用状況・事例

官民共通の認証基盤へ

マイナンバーカードのデジタル本人確認を身近で簡単に

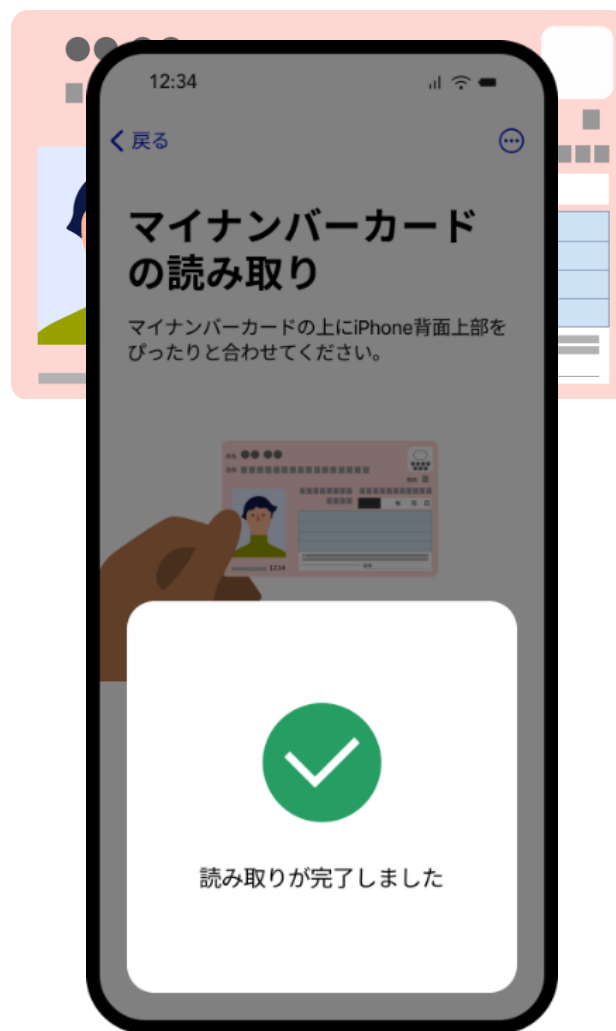
デジタル認証サービスの申込数

1,690+

前年同月比 約840%

サービスイン数

770+



利用シーン

行政機関での利用



自治体の施設予約
地域通貨
図書館での図書の貸出管理
など

民間事業者での利用



銀行・証券口座開設
個人間取引プラットフォーム
GovTech, FinTechシステム
など

行政機関と民間事業者の両方での利用



本人確認システム
電子・オンライン申請システム
ノーコード・ローコードシステム
など

デジタル認証サービスの主な導入サービス（民間）



株式会社メルペイ

メルカリアカウント回復サービス

メールアドレスにアクセスできない場合、従来は事務局への問い合わせや本人確認書類の提出が必要で時間を要していましたが、本機能により、お客さま自身で迅速にアカウントを回復できるようになります。



株式会社三菱UFJ銀行

スマート口座開設

三菱UFJ銀行の口座開設アプリです。来店・印鑑不要！本人確認書類のご用意があれば、約15分でいつでもどこでもカンタンに普通預金口座開設のお申し込みができます。



playground株式会社

MOALA（エンタメDXクラウド）

国内30以上のチケット販売サービスの電子チケット発券を支えるクラウドサービスです。マイナンバーカードで本人確認し、独自生体認証技術BioQRでスムーズな入場と不正防止を両立した入場体験を実現します。



シェアフル株式会社

シェアフル

履歴書・面接不要で、1日単位の単発・スキマバイトが見つかるアプリです。スキマ時間を活用したい方と人材を求める企業をマッチングします。利用者は最短即日で給与を受け取ることが可能です。

デジタル認証サービスの主な導入サービス（自治体）



東京都

「東京都公式アプリ」

東京アプリは、スマホ一つで都民が行政とつながる東京都の公式アプリです。将来的には、本人確認機能等を活用し、行政手続や個人宛てのお知らせなどの機能を実現していく予定です。



倶知安町・倶知安観光協会

Kutchan ID+

（くっちゃんアイディープラス）

倶知安(くっちゃん)町民がスマートフォン上にデジタル町民証明を表示出来る共通IDサービス。参画店舗での町民優待を迅速かつ簡便に実現します。Open ID Connectでの外部連携により一つのIDで様々なサービスへ活用が広がります。



北海道上士幌町

かみしほろスマートPASS

上士幌町オンライン申請

上士幌町内の施設や交通、物流などのサービスをより簡単に、より便利にお使いいただくためのポータルサイトです。サイト内では、町に対しての行政手続きを24時間365日いつでもオンライン上で申請することができます。



横浜市

横浜市子育て応援アプリ

「パマトコ」

「手続のために区役所に行くのが面倒」「子どもたちにぴったりな近くのイベント情報がほしい」このような子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして、基礎自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリです。

デジタル認証サービスの主な導入サービス（協力サービス）



株式会社グラファー

「Graffer スマート申請」

Graffer スマート申請は、様々な行政手続きを簡単にオンライン化できる電子申請システムです。高い満足度と行政向けに特化した機能により安心・安全にご利用いただけます。



株式会社ネクスウェイ

「本人確認デジタル認証サービス」

ユーザーの本人確認を行いたい事業者を支援するサービスです。デジタル認証アプリの利用やプラットフォーム事業者への署名検証依頼を仲介するほか、ユーザーの基本4情報の連携などを行い、各種法令に準拠した本人確認を実現します。加えて、ユーザーのリスクチェックや確認記録の保管を行うサービスとのシームレスな連携を実現しています。



株式会社パストラーレ

「いつでも貸館」

全国約4,500の公共施設で導入されている、公共施設予約システムです。豊富な導入実績に裏打ちされたノウハウを標準機能として実装しております。また、高いコストパフォーマンスを実現したシステムです。利用者と管理者の双方にとって利便性の高いシステムです。



株式会社Bot Express

「スマホ市役所 GovTech Express」

官公庁、主に地方自治体が運用するLINE公式アカウント上で、役所の申請や手続きの提供を実現するオンライン行政窓口プラットフォームサービス。

デジタル認証サービス／マイナアプリの 機能・仕様

認証の方法：実物のマイナンバーカードを使う方法

マイナアプリを使って認証する

- 実物のマイナンバーカードを使う方法
- スマートフォンのマイナンバーカードを使う方法

認証の方法：スマートフォンのマイナンバーカードを使う方法

マイナアプリを使って認証する

- 実物のマイナンバーカードを使う方法
- スマートフォンのマイナンバーカードを使う方法

主な機能・仕様



デジタル認証サービス

事業者のシステムと接続するバックエンドAPI



マイナアプリ

マイナンバーカードでの本人確認を行う際に
ユーザーが使用するフロントアプリ

提供機能	用途・できること		ユースケース
本人確認 情報取得	基本機能	認証API／署名API（電子証明書の有効性確認）	本人確認がしたい／電子署名がしたい
		PPID（利用者識別子）の発行	複数アカウント・重複登録や申請・転売等を防ぎたい／ユニークな個人であることを特定したい／アカウントリカバリ時の乗っ取りリスクを低減したい
	オプション機能	基本4情報取得（氏名、生年月日、住所、性別）	基本的な属性情報を取得したい／正確な情報でサービス登録させたい
		券面顔写真取得（白黒）	顔写真情報をサービスで活用する
		マイナンバー取得 （法令や条例で定められた手続きに限る）	法定調書作成等でマイナンバーの取得が必須
スマートフォンの マイナンバーカード 利用	スマホに登録したマイナンバーカードの利用 （登録済みのユーザーが利用可能で、利用時にユーザーが選択可能）		物理カードなしで、スマートフォンに登録したマイナンバーカードを使ってもらいたい
複数署名機能	一度の署名手続き操作で複数の書類（最大5件）に電子署名		複数の契約書類があり、署名手続きの手間を省きたい
アカウント切り替え 機能	一時的に利用者本人以外のマイナンバーカードを使って手続き		利用者の家族の手続き等、別の利用者のマイナンバーカードを使った申請を行いたい

【参考】 広がる本人確認の役割

サービス提供者は、サービスの利用登録からサービスの退会までの間、利用者のアカウントを管理する。近年、アカウントリカバリや情報更新に加え、年齢や居住地域等属性を特定する確認にも利用されている。デジタル認証サービスも各場面で利用が可能。

1



サービスの利用登録

- 利用規約、プライバシーポリシーの確認
- 本人確認・ユーザー情報登録（認証API、署名API、情報取得）

2



アカウント発行

- IDパスワードの発行
- シングルサインオン
- 多要素認証の登録
- 権限の付与

3



ログイン・権限の確認

- ログイン・多要素認証（認証API、署名API、PPID）
- 権限の確認

4



リカバリ・情報の更新

- パスワードの変更
- アカウントリカバリ（認証API、PPID）
- ユーザー情報の更新（情報取得）
- 利用停止

5



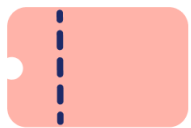
サービスの退会

- 認証情報・権限・ユーザーデータの削除
- その際の本人確認（認証API、署名API、情報取得、PPID）

本人確認からサービスを広げる時代へ

電子証明書に応じて2種類のAPIを選択可能

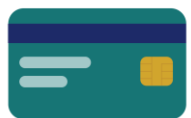
※官民のサービス主体に対してデジタル庁が無償で提供するAPIです



居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



口座開設



アカウント登録
/リカバリー



① 認証API (マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた認証)

電子利用者証明の検証と**利用者証明用電子証明書**の有効性確認の結果等を連携
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4 情報連携機能も利用可能
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認

② 署名API (マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いた署名)

署名値と**署名用電子証明書**を連携（認証APIと異なり、電子署名の検証は行わない）
行政機関向けに限り署名用電子証明書の有効性を確認
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4 情報連携機能も利用可能

法令に基づく本人確認の要件

法令に基づく本人確認においてデジタル認証サービスの利用を検討される場合には、
法令の要件を満たしているかを事前に確認してください

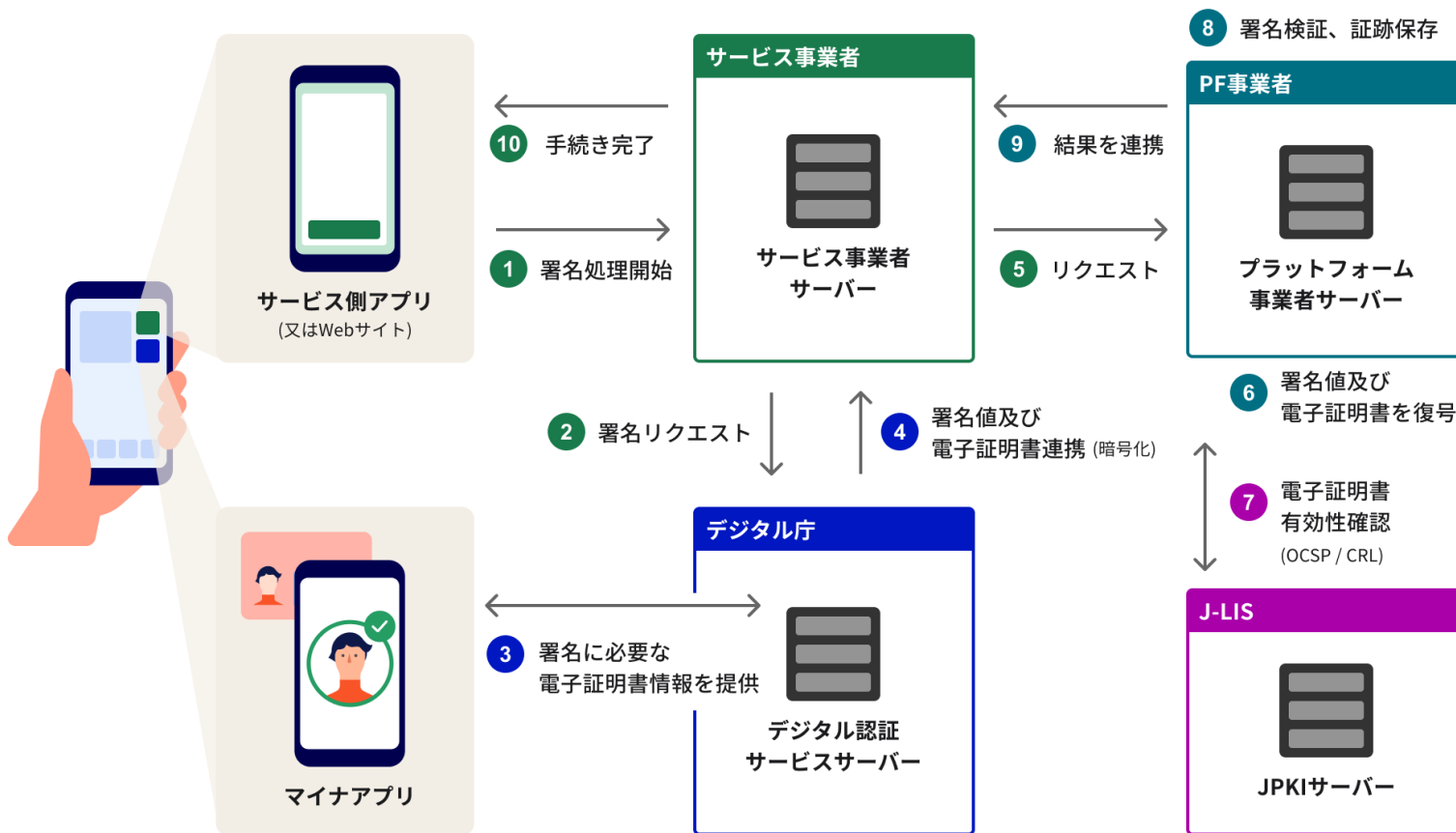
	対象事業者	確認場面	確認内容
犯罪収益移転防止法	金融関連事業者 / ファイナンスリース業者 / クレジットカード事業者 / 宅地建物取引業者 / 貴金属等取扱事業者 / 電話転送サービス業者 / 土業者 / カジノ事業者 等	預貯金契約 / 現金送金（10万円超） / 保険契約 / 証券取引 / クレジットカード契約 / 宅地建物の売買 / カジノチップの販売換金 等	氏名、住所、生年月日、取引目的、職業（高リスク取引の場合は、資産・収入の状況等）
携帯電話不正利用防止法	携帯電話事業者（通信キャリア、MVNO） / レンタル携帯電話事業者 / 販売代理店	携帯電話端末（SIMカード含む）の契約時、譲渡（名義変更）時	氏名、住所、生年月日
古物営業法	古物商	古物の買い受ける場合 / 古物の交換を行う場合 / 古物の売却・交換の委託を受ける場合	氏名、住所、職業、年齢
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業者	サービス利用開始時等	生年月日等（児童でないこと）

認証API利用の流れ



署名API利用の流れ

民間事業者が署名APIを利用する場合には、 電子証明書の有効性確認及び署名検証を別途行う必要があります



署名APIに係る留意点

- ② 署名リクエスト
- 署名には署名対象となるデータが必要。具体的な署名対象は、法令等を踏まえながら判断する必要がある
 - デジタル庁には署名対象データではなく、同データのハッシュ値が送信される。そのため、デジタル庁は署名対象の内容を関知できない
- ⑦ 電子証明書有効性確認
- 署名用電子証明書の有効性確認を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要
- ⑧ 署名検証、証跡保存
- 署名検証※を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要

【参考】 デジタル認証サービス 民間向け署名APIと連携を予定しているPF事業者一覧

#	対応済	事業者の名称（順不同）	問い合わせ先
1	○	株式会社NTTデータ	bizpico-service@kits.nttdata.co.jp
2	○	GMOグローバルサイン株式会社	https://jp.globalsign.com/contact/customer/
3	○	日本電気株式会社	ss@mcas.jp.nec.com
4	○	サイバートラスト株式会社	https://www.cybertrust.co.jp/identification/
5	○	TOPPAN株式会社	identity-verification-app-support@toppan.co.jp
6	○	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/service/solution/fis/eninsho
7	○	株式会社Workthy	d-auth@workthy.jp
8	○	TISI株式会社	info-fs@ml.tisi.jp
9		株式会社ダブルスタンダード	https://double-std.com/service/jpki-ekyc/
10	○	ポケットサイン株式会社	https://pocketsign.co.jp/contact
11		弁護士ドットコム株式会社	contact@cloudsign.jp
12	○	NTTドコモビジネス株式会社	auth-and-sign-lita@ntt.com
13		株式会社ACSiON	marketing@acsion.co.jp
14	○	クラウドシップ株式会社	https://www.crowdship.co.jp/contact/open_in_new
15	○	株式会社プリマジェスト	https://primagest.tayori.com/f/form-contact-us/

【参考】自社で署名検証を行うための手続等

自社で署名用電子証明書の有効性確認及び署名検証を行うためには、 公的個人認証の主務大臣認定を取得する必要があります

※主務大臣は内閣総理大臣・総務大臣をいいます

認定手続の概要

技術仕様書等の 入手

- J-LISと守秘義務に関する誓約を取り交わしたうえで、公的個人認証サービスに係る技術仕様等の開示を申請する

認定手続

- J-LISから提供された技術仕様を踏まえ、認定基準に示されている要求事項への対応を行い、要求事項を満たすことを証明する書類を作成
- その書類をもってデジタル庁及び総務省に対して認定審査を申請
詳しくは[公的個人認証サービス（JPKI）](#) | [デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)の「7.2.2. 公的個人認証サービスの導入に関する問合せ先」を参照してください。

本番利用 開始準備

- 認定取得後、公的個人認証サービスの試験環境で動作確認を行う
- 公的個人認証法の規定に基づき、J-LISから電子証明書の有効性確認結果の提供を受けるための届出等を行う
- 本番環境で動作確認をし、サービス利用開始

認定基準の概要

#	評価項目
1	規程類の整備
2	電気通信回線を通じた不正アクセスの防止
3	正当な権限を有しない者による操作の防止
4	動作を記録する機能
5	入退場管理に必要な措置
6	外部組織との連携に係る措置
7	情報セキュリティに係る組織体制
8	役員等の要件

電子証明書を扱うシステムについては、
クラウドを活用することも認められています

詳細は、[「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」](#)を参照してください

【参考】サービス詳細情報とAPIドキュメントについて

より詳しい情報は、サービスサイト及びデジタル庁開発者サイトをご確認ください。

サービスサイト

<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>



デジタル庁開発者サイト

<https://developers.digital.go.jp/documents/auth-and-sign/implement-guideline/>



申請手続きの流れ

【重要・前提】 申込単位の考え方

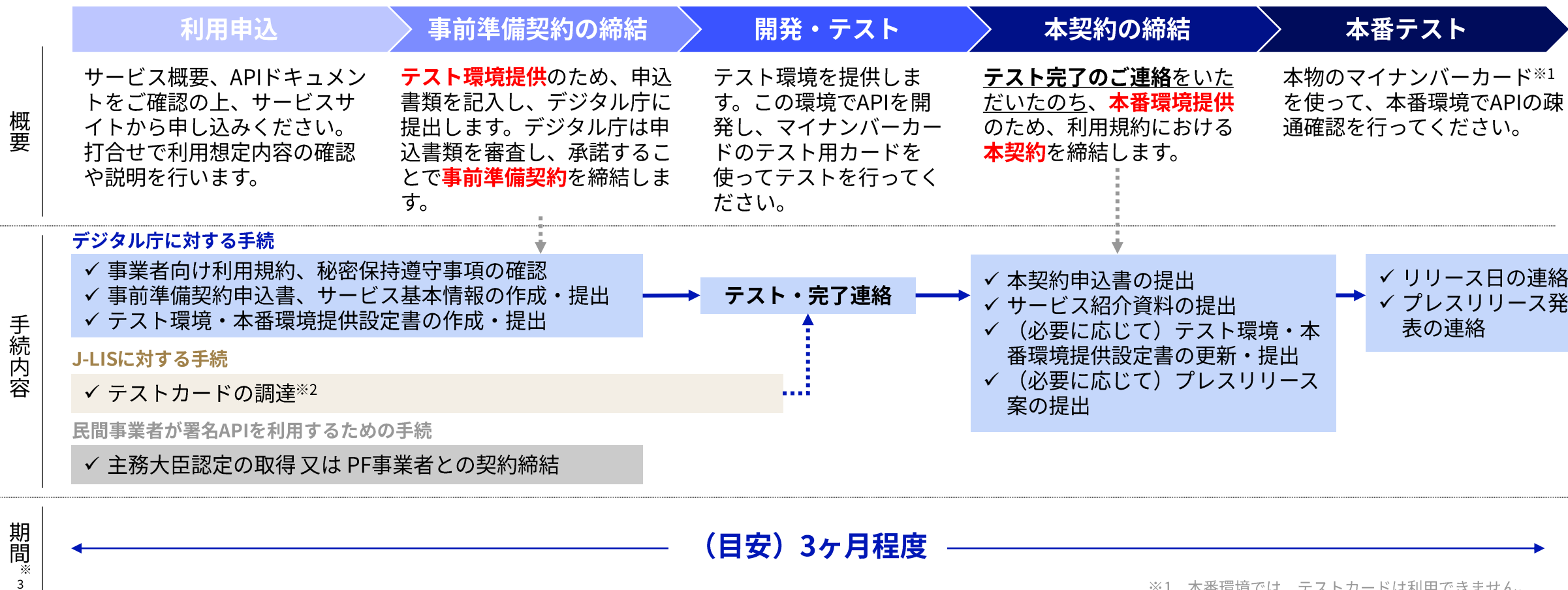
デジタル認証サービスは、サービス提供主体からサービスごとに申込みいただく必要があります。

サービスの事例	デジタル認証サービスの利用イメージ	申込みの考え方	備考
自社サービス (単一プロダクト)	自社（X社）開発のプロダクトに認証APIを利用	プロダクト開発企業（X社）から申込みが必要（1回）	
自社サービス (複数プロダクト)	- 自社（X社）開発のプロダクトに認証APIを利用 - 同じく自社開発の別プロダクトに署名APIを利用 - サービス間ではユーザーに対し異なるIDを付与	プロダクト開発企業（X社）から、サービスごと（2回）に申込みが必要	✓ 異なるサービスのため、複数回の申込みが必要
受託開発 プロダクト	- X社が企業（A社、B社）の委託を受けて開発しているプロダクトに認証APIを利用 - 委託元企業との間ではそれぞれ委託契約を締結	委託元企業（A社、B社）からそれぞれ申込みが必要	✓ 委託企業ごとに申込みが必要 ✓ 提案のため、X社プロダクトに機能追加するための申込みも可能
マルチテナント形式の プロダクト	- X社が自社開発のSaaSサービスに認証APIを利用 - サービス利用企業（A社、B社）ごとにテナントを区切り、企業ごとにユーザーIDを分別管理	開発を行うX社に加え、サービス利用企業（A社、B社）からそれぞれ申込みが必要	✓ サービス利用企業が増えるごとに申込みが必要
共通IDサービス	- X社の共通IDサービスのために認証APIを利用 - 共通IDは複数企業（A社、B社）で利用 - ID管理はX社が行っている	X社から申込みが必要	✓ X社の共通IDサービスのシステムの・法的な整理や座組について、詳細な確認が必要

- デジタル認証サービスは、公的個人認証法における「電子署名等確認業務」を、サービスの提供主体（サービスを提供・運営し、利用者の本人確認を行う団体）から委託を受けて行うサービスです。サービス提供主体から、サービスごとにデジタル認証サービスの申込を受ける必要があります。
- デジタル認証サービス／マイナアプリを組み込んだサービスを、行政機関向け・民間事業者向けに提供する場合には、通常、システムベンダーもその利用団体も申込手続が必要です。

申込みからサービスインまでの流れ

デジタル認証サービスの利用には準備契約と本契約が必要です。
 手続や審査の期間等を踏まえ、余裕を持ったスケジュールでお申し込みください



※1 本番環境では、テストカードは利用できません。

※2 テストカードの調達に係る方法や期間は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にお問い合わせください。

※3 申請書類の審査等を経てテスト環境・本番環境の提供を行います。記載漏れや不備があると時間がかかる可能性が高まります。ご不明点はお問合せいただき、余裕をもった申請をお願いいたします。

事前準備契約の進め方

デジタル認証サービスのご利用や申込書の作成等に関してご不明な点等があれば、デジタル庁担当までお気軽にお問い合わせください

本お打合せの終了後、ご紹介資料と申込書等をダウンロードできるURLをご案内いたします。

#	資料	対応	対応期限（目安）
①	【事業者等向け】 デジタル認証サービスAPI利用規約.pdf		
②	【事業者等向け】 秘密保持遵守事項.pdf (利用規約第4条3項の秘密保持に関する事項)	サービス事業者にて確認	
③	【サービス提供者名／サービス名】_PDF形式提出_事前準備契約申込書_（日付）.docx	サービス事業者にて記入	テスト環境設定完了希望日の10開庁日前
④	【サービス提供者名／サービス名】 サービス基本情報_（日付）.xlsx		
⑤	【サービス提供者名／サービス名】 テスト環境・本番環境設定書_（日付）.xlsx (補足資料_テスト環境・本番環境設定書記載要領.xlsx)	開発担当者にて記入	

以下ページの案内に従って、③④⑤（+アプリ上の許可画面に表示するロゴ画像データ）を提出してください。

[デジタル認証サービス／マイナアプリの事前準備契約の申込について](#)

サービス提供者様のスケジュールに応じて、テスト環境設定完了希望日の10開庁日前までにお送りください。

「デジタル認証サービスAPI利用規約」の遵守

デジタル認証サービスのご利用にあたっては、事業者向け利用規約第4条第3項各号に定められている事項を満たしている必要があります

特にご注意いただきたい事項

- サービスの名称※1、形態等につき、デジタル庁が提供するサービスであると誤認を招くようなもの、取得した4情報につき、デジタル認証サービスから取得した情報の二次流通において同等の信頼性があると誤認を招くようなご説明、発信はご遠慮ください。

※1 例えば、「マイナンバー」「個人番号カード」「公的個人認証サービス」又はこれに紛らわしい名称を用いることはお控えください

- デジタル認証サービスは、電子利用者証明の検証等（公的個人認証法第17条第1項第6号に規定する電子署名等確認業務）や当該検証等に係る情報の連携といった利用規約に記載する目的のために提供するものです。

このため、利用規約に記載する目的以外の目的で本サービスをご利用頂くことはできません※2。

※2 例えば、デジタル認証サービスの利用者識別子をseedとして鍵を作成し暗号資産の管理を行うなどについては、目的外利用にあたるため、不可となります。目的内での利用においても、情報漏洩などにより利用者識別子に変更される可能性を視野に入れて設計を行ってください。

- デジタル認証サービスは、本サービスを利用する事業者等にとっての事業目的に常に適合することを保証するものではありません。また、当庁は、本サービスに関連して事業者等に生じた損害について一切の責任を負いません（利用規約第17条）。本サービスのご利用にあたっては、事業者の提供する製品やサービスを当庁が推奨または支援しているかのような誤認・誤解が生じないようにご留意願います。

利用を開始した事業者等が、利用規約の定めに違反し又は違反するおそれがあると判断した場合には、デジタル庁は、事前に通告することなく利用を一時的に停止し、又は本契約等を解除して利用を完全に停止することができることとしています。

テスト環境・本番環境でのテストについて

認証APIを利用する場合は、テストカード代替機能の利用により、スムーズな開発が可能です。

認証APIのテスト(例)

利用申込

準備契約の締結

開発・テスト

本契約の締結

本番テスト

認証APIについては、テストカード代替機能を利用して、テストカードの到着前にAPIの接続テストが可能です。

テストカードについて

✓ テストカードの貸与申請 ← 約1~2ヶ月※2 → ✓ テストカードの到着

テストについて

テストカード代替機能の利用
✓ APIの接続テスト

設定
切替

テスト用マイナアプリの利用
✓ iOS/Androidアプリを使った機能テスト等

本番
環境
提供

本番アプリの利用
✓ 本番環境でのテスト※1

署名APIのテスト(例)

署名APIについては、テストカードの利用が必須となるため、テストカード到着後にAPIの接続テストを実施していただきます。

テストカードについて

✓ テストカードの貸与申請 ← 約1~2ヶ月※2 → ✓ テストカードの到着

テストについて

テスト用マイナアプリの利用
✓ iOS/Androidアプリを使った機能テスト等

本番
環境
提供

本番アプリの利用
✓ 本番環境でのテスト※1

Appendix／オプション機能

マイナンバー連携機能

法令に基づくマイナンバー取得の要件

マイナンバー取得においてデジタル認証サービスの利用を検討される場合には、法令の要件を満たしているかを事前に確認してください

	概要	実施者の定義	具体例
個人番号利用事務	番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）において、「個人番号利用事務」とは、行政機関などが、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を指します。	マイナンバーを使って番号利用法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などを指します。	税関係： 税の賦課徴収、調査、還付 社会保障関係： 健康保険・年金・労災保険の被保険者の資格取得喪失確認、保険料の徴収、保険金の給付 その他： 国家資格等の許可等に関する事務
個人番号関係事務	「番号利用法」における「個人番号関係事務」とは、事業者が法令に基づき、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務のことです。	法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者を指します。	従業員の給与所得の源泉徴収票、保険金支払に係る法定調書の作成 国外送金等取引に係る調書の作成 健康保険・年金・労災保険の被保険者の資格取得喪失及び報酬月額の届出
独自利用事務	マイナンバー（個人番号）の利用は、番号利用法に定められた事務に限定されていますが、番号利用法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についてもマイナンバーを利用することができます。	独自利用事務が個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす場合、条例を制定した各地方自治体が個人番号利用事務実施者となります。	生活困窮外国人に対する保護の実施 市営住宅の管理 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

デジタル認証サービスは、マイナンバーをオンラインで取得することができます。

機1

1. 現状

現在、事業者における支払調書（原稿料、講演料、業務委託料など）等の記載に係るマイナンバー取得は、郵送によることが主流であり、事業者の業務負担が大きく、かつ、支払相手方（フリーランス・従業員等）の負担も重い。

事業者側負担

- ・ 大量の写しの回収・ファイリング・保管
- ・ 記載不備や写真不鮮明の確認、差戻し・再依頼の手戻りが多発
- ・ 郵送・問合せ対応など確認コストが増大

利用者側負担

- ・ カードのコピー、申請書への切り貼り、封入・郵送の手間
- ・ 氏名・住所等の手入力で記入ミスが発生
- ・ 不備による差戻しで再提出の負担が発生

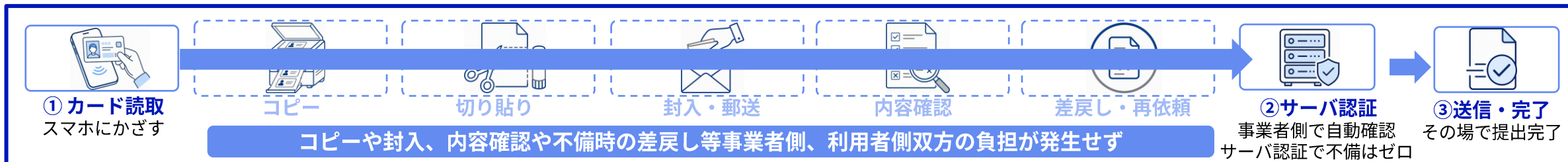
現場で生じている手作業の流れ（紙・郵送）



2. デジタル庁の方針

デジタル庁では、マイナンバー取得を支援するサービスを提供する民間事業者に対し、マイナンバーカードによるオンラインの方法のメリット（郵送・差戻し等の手作業が不要に）や、安価・スピーディなマイナンバーカードによるオンラインの実装方法（デジタル庁が提供するデジタル認証サービス等）を、分かりやすく助言し、事業者における支払調書等記載に係るマイナンバー取得のオンライン・デジタル化を、強力に推進する。

マイナンバーカードによる実装方法の流れ（オンライン・デジタル）



デジタル認証サービスにおけるマイナンバー連携機能

認証API/署名APIを利用すると、券面事項入力補助APから、一度のカードかざしで簡単にマイナンバーを読み取ることができます

① 電子証明書の暗証番号/
パスワードを入力

② 券面事項入力補助APの
暗証番号を入力

③ マイナンバーカード
をかざす

9:41

< 戻る ヘルプ?

暗証番号の入力

サービスに認証するために、マイナンバーカードを受け取った際に設定した暗証番号を入力してください。

利用者証明用電子証明書の暗証番号

□ □ □ □

暗証番号がわからない

1 2 3
4 ABC 5 DEF
6 GHI 7 JKL 8 MNO
9 PQRS 0 WXYZ

9:41

< 戻る ヘルプ?

暗証番号の入力

サービスに提供する情報をマイナンバーカードから読み取るために、マイナンバーカードを受け取った際に設定した暗証番号を入力してください。

券面事項入力補助用の暗証番号

□ □ □ □

暗証番号がわからない

1 2 3
4 ABC 5 DEF
6 GHI 7 JKL 8 MNO
9 PQRS 0 WXYZ

9:41

< 戻る ヘルプ?

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードの上にスマートフォン背面上部をぴったりと合わせてください。

読み取りが完了しました

取得情報

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 性別
- マイナンバー

※以下署名APIの場合

- 署名値
- 署名用電子証明書

等

署名API

最新の利用者情報（基本 4 情報） 提供サービスの同意

公的個人認証法に基づく最新の基本4情報の提供の同意について

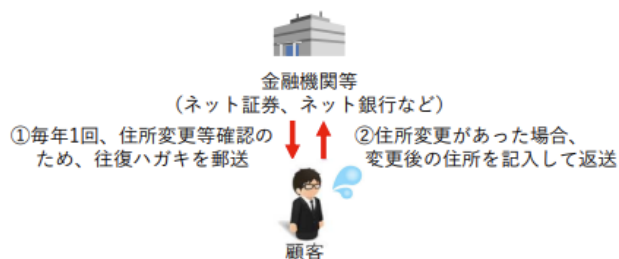
最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意に、デジタル認証サービスの署名APIを利用することが可能です

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

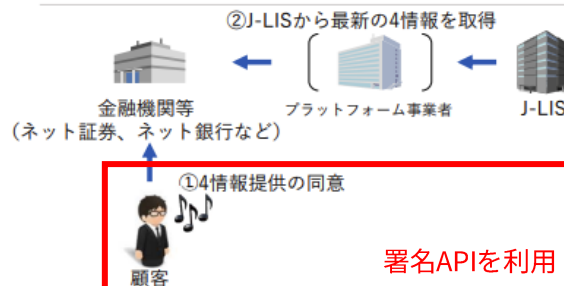
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで顧客情報を最新化できる



- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

概要

- 最新の利用者情報（4情報）提供サービスは、公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所等変更をすぐに確認できるようになります。
- 本サービスを提供する際は、顧客の同意が必要とされています。**デジタル認証サービスの署名APIを利用して、4情報提供の同意を行うことが可能です。**

公的個人認証法に基づく最新の基本 4 情報の提供の同意について

最新の利用者情報（基本 4 情報）提供サービスの同意に署名APIを利用する場合には、サービス事業者側で同意画面の作成をお願いします

【同意画面（例）】

住所変更等の際のお客様の負担を軽減するために
～本社が機構からお客様の最新の住所等の提供を受けることについてご同意ください

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律では、機構（地方公共団体情報システム機構。マイナンバーカードや電子証明書を発行する機関です。）は、お客様の同意があった場合には、同意のあった会社・サービスに対し、お客様の最新の住所等の提供を行うことができるとされています。

○ 本社が、住所変更等の際のお客様の負担を軽減するため、機構からお客様の最新の住所等（氏名、住所、性別、生年月日、電子証明書発行番号）【サービス毎に変更】の提供を受けることに、ご同意ください。



マイナンバーカードで署名

同意しない

[\[同意事項の詳細・補足説明\]](#)

利用時の注意点

- デジタル認証サービスの署名APIは、最新の利用者情報機能の**同意のための署名値作成**のみに利用できます。**最新の利用者情報機能そのものを提供するものではありません。**
- 最新の利用者情報提供サービスの同意に署名APIを利用する場合は、左記のような同意画面をサービス事業者側にて作成していただくよう、お願いいたします。
- 署名APIでは、署名トランザクション開始リクエストの署名対象ハッシュ値(Base64エンコード)に DigestInfo を付加する署名形式をご利用ください。
- その他の留意事項については、[公的個人認証法に基づく最新の利用者情報（基本 4 情報）提供サービスに係る同意の取得について](#)をご覧ください。

デジタル庁

Digital Agency